

◎佐賀県条例第48号

佐賀県立都市公園条例及び佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

(佐賀県立都市公園条例の一部改正)

第1条 佐賀県立都市公園条例（昭和36年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(過料)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は次条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。</u></p> <p>(過料)</p> <p><b>第16条</b> 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に違反して同条各号<u>（第10号を除く。）</u>に掲げる行為をした者</p> <p>(2)～(4) 略</p>

(佐賀県佐賀空港条例の一部改正)

第2条 佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(禁止行為)</p> <p><b>第11条</b> 空港においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(禁止行為)</p> <p><b>第11条</b> 空港においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

改正前	改正後
	(7) 前各号に掲げるもののほか、他人に迷惑若しくは危害を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。